金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業

【令和8年度予算額　360百万円（420百万円）】

環境省

取引先のバリューチェーン排出量算定に取り組む金融機関を支援し、中小企業等における脱炭素投資を促進します。

1. 事業目的

① 国際的な情報開示基準策定が進む中、バリューチェーン全体における排出量算定の取組が企業にとって重要。そこで、企業と連携してバリューチェーンにおける排出量の算定に取り組む金融機関にアプローチし、バリューチェーン排出量の削減に向けた取組を促す。

② バリューチェーンに関わる中小企業等の排出量算定及び脱炭素事業への投資拡大を促進するため、地域金融機関からの取組を促す。

2. 事業内容

○ **地域脱炭素融資促進利子補給事業**

※ 金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業における継続案件のみ

○ **バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業**

① バリューチェーンにおける排出量の把握、削減計画の策定等について企業と連携して取り組む金融機関を対象に、バリューチェーンに関わる中小企業等の脱炭素に資する設備投資に対する融資について、当該融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利1.0%を限度に利子補給を行う。

② 排出量算定を含む取引先の脱炭素化支援に取り組む地域金融機関を対象に、脱炭素に資する設備投資を行う中小企業等に対する融資について、融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利1.0%を限度に利子補給を行う。

3. 事業スキーム

■ 事業形態：間接補助事業（利子補給利率：年利1.0%を限度）

■ 補助対象 ：金融機関

■ 実施期間：令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ

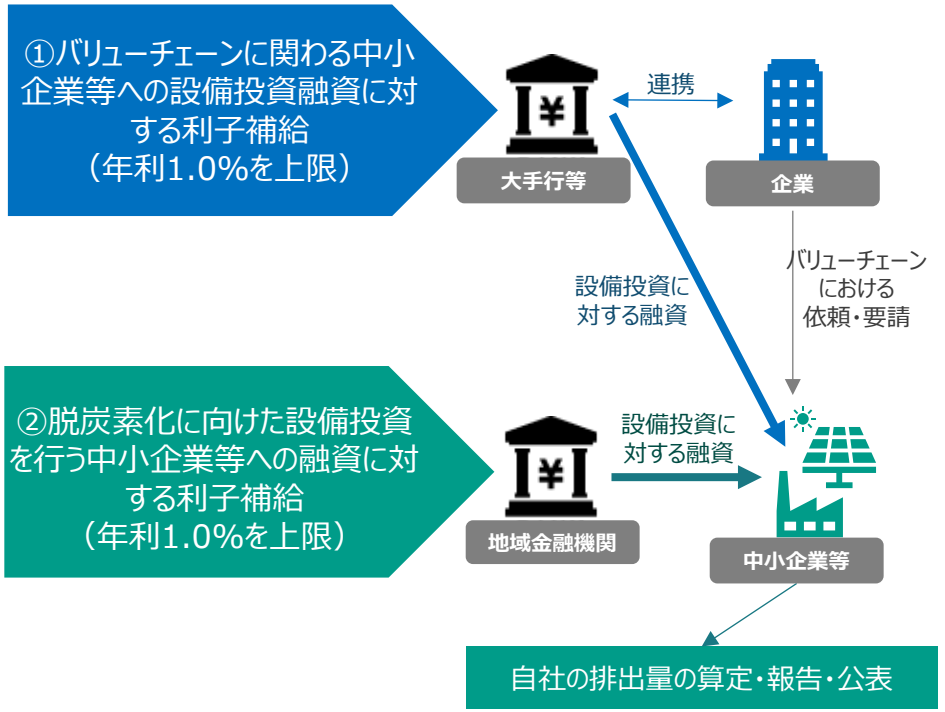

お問合せ先：　環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室　電話：03-5521-8240